## 広島県告示第八百四十六号

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。 十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

太田川支川	区域の名称	土砂	所在地
土石流	の自因の土 を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	災害警	広島県広島
次の図のとおり	表 区 域 示 の	戒区域	広島県広島市安佐南区八木町
	区域の名称 区域の名称 因となる 日然現象 の発生原 一世が災害 第九条第二項に対ける 大砂災害 医域の表示及び法 を 1 で定める事項 と なる 土砂災害防止対策 で定める事項における と ない で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で	土砂災害特別警戒区域	<b>《町地内</b>

西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 各区域について、「次の図」は、省略し、 その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県